

合特法に基づく額の算定について（案）

令和元年5月現在

1 合特法に基づく合理化事業概要

(1) 合理化事業実施の趣旨

下水道の整備により、し尿収集運搬業者が影響を受け経営が不安定になることで、し尿収集体制に支障が出る恐れがある。市は、直営のし尿収集体制を保持しておらず、委託・許可しているし尿収集運搬業者が規模を縮小させながらも適正な収集が確保できる施策が必要であり、それは湖西市の責務である。

(2) 代替業務による支援

合特法には、し尿収集運搬業者を転業支援するための評価基準は定められておらず、自治体ごとに決定することとなる。

湖西市は、合理化事業によってし尿収集運搬業者の事業転換のための支援策として代替業務を提供することとし、転業を図るための支援として適当な基準を算定するための評価基準として営業補償（損失補償）の考え方をを用いることとする。これは、営業補償の考え方を参考とするものであり、実際に営業補償を実施するものではない。

し尿収集運搬業者は、代替業務を通じて知識、技術、経験等を積み事業転換を図るものであり、その提供期間を年間とし、提供期間後は他業者と競争して受注できる機会を与えることにより、市はその目的を果たすものである。

また、金銭による支援ではなく代替業務を提供することにより、新たな支出を伴う必要がないため、市民負担を回避することができる。

2 平成30年度までの合理化事業の経過と今後の合理化事業の実施方針について

(1) 経過

湖西市は、市内全域を下水道整備するという方針のもと平成13年に覚書を締結し、平成13年度から平成30年度までの18年間で総額約26億3,500万円の代替業務を提供している。

(2) 今後の実施方針

平成13年に締結した覚書には具体的な支援金額の設定基準や期間が定められておらず、見直しも行われていない。平成31年度に下水道整備計画が大幅に縮小されることに伴い、適正な支援金額を算定した上で代替業務を提供しようとするものである。

3 額算定の考え方

(1) 額算定の評価基準の設定

額を算定するために、湖西市では「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」の営業補償を考え方の参考としている。補償項目は、1 営業権に相当する補償、2 器具・備品等の売却損に相当する補償、3 従業員の解雇予告手当に相当する補償、4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償、5 離職者補償のうち、必要な項目において算定する。

(2) 営業補償額算定の基準（一般補償）の分類

① 営業廃止の補償

土地等の取得又は使用に伴い、営業を継続することが不可能と認められるときに行われる損失補償。

②営業休止の補償

土地等の取得又は使用に伴い、営業を一時休止する必要が認められる場合及び営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合において、営業休止又は仮営業期間中に生ずるであろうと想定される損失補償。

③営業規模縮小の補償

土地等の取得又は使用に伴い、営業用建物の規模を縮小して存置させることが妥当と判断される場合の補償でその移転工法は改造工法又はその規模を縮小しての構内移転をする場合に認定される。

4 支援額算定の適用基準等

(1) 適用基準

支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日 国土交通省訓令第 76 号）（以下「補償基準」という。）」を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針及び取扱要領を積算の参考とする。補償項目は（3）に示すとおりとする。

(2) 適用基準の理由

下水道の整備等に伴うし尿収集運搬業に係る補償については、特に準拠すべき補償の基準がなく、公共事業の施行という観点から「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定。以下「用対連基準」という。）の考え方を準用し、補償項目及び積算方式については、具体的に明示された「国交省基準」及びその運用方針を参考とした。

(3) 支援額算定の該当基準

湖西市のし尿等収集運搬については、委託と許可による収集体制で実施しており、許可業者は許可区域において事実上独占的に営業ができる。通常、定められた区域内で業務が行われていることから、湖西市が下水道の整備等を行う（公共事業の施行）ことによって、許可区域内の業務が減り、収集体制を縮小、合理化することになれば、現状の業務を継続することが不可能となり、前項の営業補償の分類のうち営業廃止の補償要件に該当すると考え、支援額算定の参考とした。

＜補償項目等＞

	補償項目	基本的な積算方法	算入有無 (委託)	算入有無 (許可)
1	営業権に相当する補償	<p>【市場で取引されている場合】 営業権の正常な取引価格</p> <p>【市場で取引されていない場合】 営業権 (E) = 年間超過収益額 (R) ÷ 年利率 (r) 年間超過収益額 (R) = 過去 3 年間の平均収益額 - (年間企業者報酬額 + 自己資本利子見積額)</p>	○	○
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	<p>売却損補償額 = 現在価格 - 売却価格</p> <p>一般的に補償額は、現在価格の 50% を標準とするが、平成 19 年 4 月 1 日の税制改正により、原価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存価格 1 円まで償却可能となるため算入しない。</p> <p>※委託車両において耐用年数に満たない車両が減車される場合に算入する。</p>	○※	×
3	従業員の解雇予告手当に相当する補償	<p>解雇予告手当 = 従業員の平均賃金 × 30 日以上</p> <p>合理化事業は計画的に事業を縮小又は転業させるために実施することから、30 日等の事前通告は必要としないため算入しない。</p>	×	×
4	転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	<p>従前の収益相当額 = 従来 of 営業収益 × 2 年以内</p> <p>従来 of 営業収益 = 売上高 - 必要経費</p>	○	○
5	離職者補償	補償額 = 賃金日額 × 補償日数 - 失業保険金相当額	○	○

5 額の算定（委託業務）

1 営業権に相当する補償

下水道整備等により委託車両が 1 台減車となった場合のし尿等収集運搬業の権利等に対して対価を補償する。

し尿等収集運搬業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法（将来生じると期待される超過収益の現在価値の総和を求めるもので、算定方法は 8%の年利率で資本還元して求める）で年間収益額を年利率で資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

	①		②		③	
【計算式】	1 台あたりの標準年間売上高	×	利益率	÷	年利率	
	21,168,000 円		× 4%		÷ 8%	=10,584,000 円

① 1 台当りの平均委託金額

$$\begin{aligned} \text{委託金額の総額} \div \text{車両台数} &= \text{1 台あたりの標準年間売上高} \\ 127,008,000 \text{ 円} \div 6 \text{ 台} &= 21,168,000 \text{ 円} \\ \text{委託金額、車両台数は平成 30 年度実績を準用} \end{aligned}$$

② 委託業務の設計で使用している利益率 4%を準用

③ 補償基準第 47 条第 1 項第 1 号、損失補償取扱要領第 21 条第 1 項第 2 号の規定により 8%を準用

2 器具・備品等の売却損に相当する補償

委託業務で使用する車両等の設備投資に対し補償する。一般的に補償額は、現在価格の 50%を標準とするが、平成 19 年 4 月 1 日の税制改正により、原価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存価格 1 円まで償却可能となった。従って委託車両が耐用年数を経過する前に減車される場合に算入するものとする。

委託車両が耐用年数を経過する前に減車となる場合に算入の対象とする。

	①		②		
【計算式】	売却損補償額	=	現在価格	-	売却価格
	○円		△円		□円

① 売却・廃止する設備等の帳簿上の現在価格

② 実際に設備等を売却する時の価格

3 従業員の解雇予告手当に相当する補償

算入しない。

4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償

営業廃止の補償は、営業を廃止し転業することを前提とする補償であり、転業し軌道に乗るまでの期間に対応する従前の収益相当額を補償する必要がある。

減車をすることとなる業者が車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定し、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

	①	×	②	×	③	
【計算式】	1台あたりの年間標準売上高	×	利益率	×	転業に通常必要とする期間	
	21,168,000円	×	4%	×	2年	
					= 1,693,440円	

- ① 1①のとおり
- ② 1②のとおり
- ③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

5 離職者補償

解雇する従業員に支払う補償であるが、合理化事業の目的は転業支援であり、業者・従業員に知識・技術・経験等を積ませるためのものであり、業者の業務転換のための投資及び従業員の教育等にあてるための補償としている。

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

	①	×	②	×	③	-	④	×	⑤
【計算式】	((平均賃金日額×100%×240日) - (雇用保険日額×180日)) × 離職者数								
	((21,262円×100%×240日) - (10,631円×180日)) × 2人 = 6,378,600円								

- ① 委託業務の設計で使用している作業員の平均賃金日額。
- ② 運用方針第54の規定により職種別平均日額の100%とする。
- ③ 補償基準第68条、運用方針第54に規定する期間は1年以内で240日（委託業務における標準稼働日数）とする。
- ④ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（平均賃金日額×50%：雇用保険法第16条）
- ⑤ 車両1台につき2人乗車

6 委託業務における額

(1) 減車1台あたりの金額

項目ごとに算定した補償額を合計し、減車1台あたりの金額を算定する

1	営業権に相当する補償	10,584,000 円
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	0 円
3	従業員の解雇予告手当に相当する補償	0 円
4	転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	1,693,440 円
5	離職者補償	6,378,600 円
6	合計	18,656,040 円
		≒18,600,000 円

6 額の算定（許可業務）

1 営業権に相当する補償

下水道整備等により許可業務の車両が 1 台減車となった場合のし尿等収集運搬業の権利等に対して対価を補償する。

	①	×	②	÷	③	
【計算式】	1 台あたりの標準年間売上高	×	利益率	÷	年利率	
	19,200,000 円	×	10%	÷	8%	=24,000,000 円

① 浄化槽の平均清掃単価に 1 台あたりの年間清掃可能基数を乗じて算定する。

$$25,000 \text{ 円} \times 768 \text{ 基} = 19,200,000 \text{ 円}$$

② 他市町村と同様に 10%とする。

③ 補償基準第 47 条第 1 項第 1 号、損失補償取扱要領第 21 条第 1 項第 2 号の規定により 8%を準用

2 器具・備品等の売却損に相当する補償
算入しない。

3 従業員の解雇予告手当に相当する補償
算入しない。

4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が車両 1 台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定し、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

	①	×	②	×	③	
【計算式】	1 台あたりの年間標準売上高	×	利益率	×	転業に通常必要とする期間	
	19,200,000 円	×	10%	×	2 年	=3,840,000 円

① 1①のとおり

② 1②のとおり

③ 補償基準第 47 条第 1 項第 4 号、運用方針第 32-6 の規定により 2 年とする。

(2) 浄化槽1基あたりの額

計画年度中に1台減車となるだけの浄化槽が転換されることは想定されないため、浄化槽が1基転換された場合の額を算定する。

	①		②						
【計算式】	減車1台あたりの額	÷	1台あたりの年間浄化槽清掃・収集運搬可能基数	=	浄化槽1基あたりの額				
	32,856,000円	÷	768基	=	42,781円	≒	42,700円		

① 6(1)のとおり

② 1①で使用する1台あたりの年間浄化槽清掃・収集運搬可能基数

7 合理化事業の総額

計画期間内に下水道へ転換される浄化槽及び汲み取り便槽の予測数（影響）を算定する。算定した影響を基に委託業務、許可業務における額を算定し、合計額を合特法に基づく合理化事業の総額とする。

	①		②						
【計算式】	委託業務の額	+	許可業務の額	=	合理化事業の総額				
	○円	+	△円	=	□円				

① 18,600,000円×減車予測台数＝委託業務の額

② 42,700円×浄化槽転換予測数＝許可業務の額

8 代替業務額の算定

合理化事業の総額を利益率で割り戻し、代替業務提供額を算定する。

代替業務提供額を計画期間で割った金額を単年の代替業務基準額とする。

	①		②						
【計算式】	合理化事業の総額	÷	利益率	=	代替業務提供額				
	○円	÷	10%	=	△円				
		③							
	代替業務提供額	÷	計画年数	=	単年度の転換業務提供額				
	△円	÷	5年	=	□円				

① 7 合理化事業の総額による

② 他市町村と同様に10%とする。

③ 1 合理化事業の概要により5年間とする。